

部局における実験排水貯留槽pH計警報発生時の対応フロー

法令基準値超過発生

早急な改善対策

再発防止対策

※リアルタイム監視整備後は環境安全センターからの自動メール発信のため省略

第一発見者

第一報連絡

部局事務担当

環境安全センター

排水の異常

- ①希釈 (0.1程度の軽微な超過の場合は水で希釈する。※1)
- ②中和 (酸又はアルカリで中和する。中和熱や有毒ガス発生など注意が必要なため、対応責任者の指示により実施する。)
- ③抜き取り (外部業者に排水の抜き取りを依頼する)

※1 pHを1変動させるには10倍希釈が必要。
(不明な点は、環境安全センター (内線3234) 又は外部業者に問い合わせる。)

- ①発生源の特定 (薬品や洗剤を調査する)
- ②実験廃液の回収や洗浄方法の見直し (環境安全センターHPの「洗浄マニュアル」を参照。)

- ①建物内の実験室の**給水 (水道の使用) を停止** (排水ポンプが自動で停止し、排水があふれる恐れがあるため)
- ②**排水を採取してpHを測定し、原因を特定** (排水の異常又はpH計の異常)

(測定できない場合は、環境安全センター (内線3234) 又は外部業者に依頼する。)

pH計の異常

- ①**排水ポンプを稼働**
- ②**メンテナンス又は修理 (施設管理課に依頼)**

(不明な点は、施設管理課 (内線3234) 又は外部業者に問い合わせる。)

- ①定期的な電極の洗浄及び校正
- ②メーカーによる定期点検 (必要に応じて)

あらかじめ、各部局等に対応責任者 (化学薬品の知識がある方) を選任し、対応責任者の判断で対応を行うこと。